

## 大和市住民投票条例（逐条解説）

### （目的）

第1条 この条例は、大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。）第31条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、もって自治の進展に資することを目的とする。

- ・平成16年に制定された大和市自治基本条例では、住民投票について、請求に必要な署名の数や投票権を有する者の年齢など、制度の基本的な枠組みを定め、具体的な仕組みについては、「別に条例で定める」こととしています。
- ・この条例は、住民投票の具体的な仕組みを定め、署名の数など請求の要件さえ満たせばいつでも実施できる、いわゆる「常設型」の住民投票制度を整備することにより、自治基本条例の前文に掲げられている「自治の更なる進展」をめざすものです。

### 【参考】大和市自治基本条例（抜粋）

#### （住民投票）

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

#### （住民投票の請求等）

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

- ・この住民投票は、結果に法的拘束力があるものではなく、結果を尊重しなければならないという「諮問型」といわれるものです。現在の地方自治制度は、間接民主制を基本としています。住民投票を実施した場合には、その結果がそのまま市の意思決定となるものではなく、選挙で選ばれた市議会や市長が、それぞれの選択肢の得票数やその差、投票率などを総合的に判断して自らの意思決定をすることになります。

(市政に係る重要事項)

第2条 自治基本条例第30条第1項及び第31条第1項から第3項までに規定する市政に係る重要事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。

- ・自治基本条例では、住民投票の対象となる事項を「市政に係る重要事項」としています。ここでは、「市政に係る重要事項」とは何かを規定します。
- ・「市政に係る重要事項」は、市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるものとし、何がこれに該当するかは個々の事案ごとに判断することになります。投票資格者の3分の1以上の署名を集めることができた事案や議会で過半数の議決があった事案は、まさに重要事項であると考えられます。
- ・結果に法的拘束力のない諮問型の住民投票においては、対象事項を限定する必要はないと考え、住民投票の対象から除外する事項は定めていません。

(請求及び投票の資格)

第3条 自治基本条例第31条第1項の規定による住民投票の実施の請求（以下「住民請求」という。）をすることができる本市に住所を有する年齢満16年以上の者及び同条第5項の規定により住民投票の投票権を有する本市に住所を有する年齢満16年以上の者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。

- (1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
  - (2) 年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- 2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - (2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者（前号に掲げる者を除く。）であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの
  - (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

- ・自治基本条例では、住民投票の請求や投票ができるのは、本市に住所を有する16歳以上の者と規定しています。この条例では、その範囲を具体的に規定します。

- ・ 第 1 項第 1 号について  
引き続き 3 か月以上本市に住所を有していて、投票資格者名簿に登録されている 16 歳以上の日本人は、請求と投票の資格を有します。
- ・ 第 1 項第 2 号について  
引き続き 3 か月以上本市に住所を有していて、投票資格者名簿に登録されている 16 歳以上の定住外国人は、請求と投票の資格を有します。
- ・ 第 2 項について  
法律上「定住外国人」という定義はないので、この条例で規定することになります。
- ・ 第 2 項第 1 号について  
「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」の在留資格をもって在留する者を定住外国人の範囲に含めます。
- ・ 第 2 項第 2 号について  
本邦での活動に制限のない「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する者のうち、引き続き 3 年を超えて日本に住所を有する者を定住外国人の範囲に含めます。
- ・ 第 2 項第 3 号について  
「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者を定住外国人の範囲に含めます。特別永住者とは、第二次世界大戦前から日本に滞在する朝鮮半島や台湾の出身者で、いわゆるサンフランシスコ講和条約の発効により日本国籍を失った人たちやその子孫をいいます。

(請求又は発議における設問の形式等)

第 4 条 住民請求、自治基本条例第 31 条第 2 項の規定による請求（以下「議会請求」という。）及び同条第 3 項の規定による発議（以下「市長発議」という。）による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できるような設問として請求又は発議されたものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、3 以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

- ・ 住民の意思を明確に把握するため、設問の形式は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、
- ・ しかし、多様な住民の意見に対応するためには、3 以上の選択肢が必要になる場合があり、3 以上の選択肢から一つを選ぶ形式も例外的に認めることとします。

(住民投票の執行)

第 5 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を大和市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

・第1項について

自治基本条例で「市長は、住民投票を実施することができる」と規定しており、住民投票の執行者は市長になります。

・第2項について

投票資格者名簿の調製や管理、投票・開票の事務手続きなどは選挙とほぼ同様です。選挙におけるこれらのノウハウをもつ選挙管理委員会にその事務を委任することが効率的です。

(要旨の公表等)

第6条 市長は、住民請求若しくは議会請求があったとき又は市長発議をしたときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

・住民投票の実施が決定したときは、市長は、公告やホームページなどでその要旨を公表します。同時に事務を委任する選挙管理委員会に通知します。

(投票資格者名簿の調製等)

第7条 選挙管理委員会は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて1の名簿とする。

・第1項について

投票資格者名簿の調製や保管は、選挙管理委員会が行います。

・第2項について

投票資格者名簿は、住民投票を実施する都度調製するのではなく、登録・変更・抹消などを加えることにより期間を限らず効力を有するものとし、住民投票を実施するには常にこの名簿を使用します。これは、選挙における永久選挙人名簿の制度に準じるものです。

(投票資格者名簿への登録)

第8条 選挙管理委員会は、毎年10月1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、10月1日から同月7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合には、登録の日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第10条第2項の規定による告示の日の前日（年齢については、当該住民投票の期日）現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第10条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日（年齢については、当該変更後の住民投票の期日）現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しな

なければならない。

・第1項について

選挙管理委員会は、住民投票の請求に必要な署名数となる投票資格者の総数の3分の1の数を把握するため、毎年10月1日現在により、名簿の登録を行います。しかし、10月1日から7日までの間に住民投票が実施される場合は、投票事務と登録事務が重複し混乱を招くため、登録の日を変更することができます。

また、天災などによりやむをえない場合も登録の日を変更することができます。

・第2項について

選挙管理委員会は、住民投票を実施する際には、投票の資格を有する者をできる限り登録し得るよう、投票日を告示する日の前日現在で名簿の登録を行います。

・第3項について

選挙管理委員会は、投票日を変更したときは、その旨を告示する日の前日現在で名簿の登録を行います。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第9条 選挙管理委員会は、前条各項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。

・選挙管理委員会は、投票資格者名簿の登録を行ったときは、住民投票の請求に必要な署名数となる投票資格者の総数の3分の1の数を告示します。

(投票日)

第10条 選挙管理委員会は、第6条の規定による通知があった日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定める。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の20日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは長の選挙又は本市議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日を変更理由を付して速やかに告示しなければならない。

・第1項について

住民投票の実施が決定してから時間が経過しすぎると住民の関心が薄れてしまう可能性があります。一方、事案に対して住民の理解が不足しているうちに投票を行えば、判断を誤る恐れがあります。

十分な判断基準をもち、熟考のうえ投票してもらうためには、投票運動や情報提供を通じて活発な議論をする期間が必要であり、投票日は、市長から住民投票の実施の通知を受けてから90日を

越えない範囲内において選挙管理委員会が定めます。

・第2項について

選挙管理委員会は、投票日を定めたときは、投票日の20日前までに告示します。「20日前までに」というのは、地方自治法の規定による議会の解散などの住民投票を行う場合と同じものです。

・第3項について

住民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、選挙管理委員会は投票日を変更することができます。

これは、公職選挙法の規定により、選挙人以外は選挙の投票所へ入れないため、選挙と住民投票を同日に実施すると未成年者や定住外国人には別に投票所を設けなくてはならなくなること、また、戸別訪問は選挙では禁じられていますが、住民投票では自由となっており、戸別訪問をした場合にそれが選挙運動のためのものなのか、住民投票の投票運動のためのものなのか外見からは区別が付きにくく、選挙違反の取締りが困難になることなどの理由によります。

・第4項について

選挙管理委員会は、投票日を変更した場合は速やかに告示します。

(投票所等)

第11条 投票所及び第15条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項及び第4項の規定による告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

・第1項について

投票所と期日前投票所の場所は、選挙管理委員会が定めますが、基本的には直近に行われた選挙の投票所と同様とします。

・第2項について

選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示します。期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示します。「5日前までに」というのは、公職選挙法の規定による選挙の投票日の告示と同じものです。

(投票することができない者)

第12条 次に掲げるものは、住民投票の投票をすることができない。

(1) 投票資格者名簿に登録されていない者

(2) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第15条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に第3条第1項各号の規定に該当しない者

・第1号について

投票資格者名簿に登録されていない者は投票できません。

・第2号について

投票資格者名簿に登録されていても、転出者や在留資格を失った者など、投票日の当日に投票資格を有しない者は投票できません。

(投票の方法)

第13条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。

・第1項について

住民投票は、選挙と同様に1人1票の秘密投票とします。秘密投票については、憲法第15条第4項で、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。

・第2項について

投票方法は、投票用紙に「賛成」「反対」などと記載するのではなく、あらかじめ「賛成」「反対」などの選択肢が印刷された欄に○印を記載することとします。記載方法を簡単にすることにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮が期待されます。

・第3項について

身体の故障や字が読めないことなどにより自書することができない者は、選挙と同様に代理投票をすることができます。

(投票所における投票)

第14条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

・選挙人の投票の手続きに関しては、公職選挙法で、選挙の当日投票しなければならないこと、本人が自ら投票所に行き投票をしなければならないこと、選挙人名簿又はその抄本との対照を経て投票しなければならないことを定めていますが、住民投票においても同様の手続きを規定するものです。

(期日前投票等)

第15条 規則で定める投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

・職務や疾病などにより投票日に投票所へ行けない者や身体に重度の障害がある者は投票日の前でも投票できるとする選挙における期日前投票と不在者投票の制度を住民投票にも設けます。

(無効投票)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

- ・住民投票において、無効となる投票を規定したものです。
- ・第2号について  
○の記号を記載せずに、◎や●などと記載した場合は無効となります。
- ・第3号について  
○の記号を記載しても、「絶対○」、「○大賛成」など、同時に他の事も記載した場合は無効となります。

(情報の提供)

第17条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により提供しなければならない。

2 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。

- ・第1項について  
情報提供は、争点や論点を明らかにし、的確な判断を促すためには欠かせないものと考えます。実際に多くの情報をもつのは市長であり、選挙管理委員会は自ら情報を持たないため、情報提供は市長が行います。
- ・第2項について  
住民投票の執行者である市長には、中立的な立場が求められます。自ら情報提供をするだけでなく、賛成派、反対派が自由に意見を言える場を設けることなども考えられます。

(投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

- ・選挙で禁止されている戸別訪問なども、住民どうしが直接議論できる重要な情報提供の機会と考え、買収、脅迫など以外の投票運動は自由とします。
- ・結果の尊重義務にとどまる諮問型の住民投票においては、罰則まで設けるのは適当でないと考え、倫理規定にとどめています。

(投票結果の告示等)

第19条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る住民投票について、第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。

・第1項について

選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは直ちに告示し、同時に市長に報告します。

・第2項について

市長は、住民請求により実施した住民投票の結果の報告を受けたときは、住民投票の請求代表者にその内容を通知します。

・第3項について

市長は、議会請求により実施した住民投票の結果の報告を受けたときは、市議会の議長にその内容を通知します。

(再請求等の制限期間)

第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。

- ・住民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で住民の総意が変化することは考えにくいことです。また、短期間に住民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。一方で、同一の事案について再度の投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2年程度の制限期間を設けることが適当と考えます。

(投票及び開票)

第21条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

- ・住民投票の投票及び開票に関してこの条例に定めがないものについては規則で定めるほか、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例によることとします。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- ・細かい手続きなどについては、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項第2号の規定による定住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

・第1項について

この条例は、周知期間、準備期間を経て平成18年10月1日から施行します。

・第2項について

定住外国人の投票資格者名簿への登録の申請は、平成18年10月1日以前であっても受け付けることができます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の大和市住民投票条例第3条第1項第2号に該当する者については、第1条の規定による改正後の大和市住民投票条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号に該当するものとみなす。

3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている新条例第3条第1項第2号に規定する年齢満16年以上の定住外国人（前項に規定する者を除く。）であって、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の規定による本市の外国人登録原票への登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過しているものについては、新条例第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号に該当するものとみなす。